

基本仕様書

1. 委託事業名

台湾への食の販路拡大事業

2. 目的及び事業概要

日本における少子高齢化により国内需要の低下が懸念される中、日本食人気上昇している海外に向けて、熊本の農水産物の輸出を優先的に行うとともに、加工品についても更なる輸出拡大を推進する。

本事業では、半導体関連企業の熊本進出で交流が盛んな台湾に向けて、熊本の食の魅力発信並びに輸出拡大を推進する。

3. 履行場所(事業範囲)

委託者が指定する場所

4. 参加事業者募集範囲

熊本県内に主たる営業所がある農業者や食品関連事業者等とする。ただし、熊本市及び熊本連携中枢都市圏（※）に主たる営業所がある事業者を優先する。

※熊本連携中枢都市圏の構成市町村については、以下の URL を参考とすること。

<https://www.city.kumamoto.jp/kiji00312353/index.html>

5. 業務委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月16日（月）まで

6. 提案上限額

4,500千円

※上記提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示した額とは必ずしも一致しない。

7. 業者選定

本委託事業の受託候補者は、公募型プロポーザル方式により選定する。

8. 委託業務に係る留意事項

- (1) 事業の一部または全部の実施が不可能と判断されたときは、協議のうえ内容を変更する場合がある。
- (2) 本委託事業の実施に必要となる経費については、全て本委託料の範囲内で対応すること。国や他の地方公共団体からの補助金等を本委託事業に充当しないこと。
- (3) 事業実績等について、本委託事業終了後にも提出を求める場合がある。

9. 業務委託内容(「農水産物及び加工品の海外輸出」を以下「輸出」という)

(1) 台湾向け BtoB、BtoC 事業

ア 熊本の農水産物及び加工品の更なる輸出拡大を目的に(特に農水産物)、台湾において BtoB 事業としてセールスステップ(営業代行)を実施すること。そのほか、BtoB(商談会等)や BtoC(小売店や百貨店で販売フェア等)の施策を実施すること(どちらか一方でも可)。具体的な実施内容は、技術提案書に記載すること。

イ 対象品目

熊本産の農水産物及び加工品
(できる限り農水産物を優先させること)

ウ 参加事業者への輸出サポート

参加事業者の輸出をサポートする体制を整備・構築し、現地情勢の共有や商談、輸出手続き(通関業務、ラベル翻訳等)等について、参加事業者と直接やり取りし、統括してサポートすること。また、必要に応じて、本市の「熊本産品輸出パートナー」と連携・協力して事業を実施すること。

エ 参加事業者の費用負担

参加事業者の費用負担について、想定される項目を分かりやすい形に整理したうえで、受託者負担分と参加事業者負担分を明確にして技術提案書に記載すること。なお、事業実施中に想定外の費用負担が生じた場合は、受託者と参加事業者で協議し対応・解決し、本市へ報告すること。

(想定される費用例：サンプル費用、配送料(国内・国外)、原産地証明書等の必要書類取得費、ラベル翻訳料、栄養成分の検査費用等)

(記載例：「参加事業者の費用負担は、サンプル費用及びラベル翻訳料のみとする」、「配送料(国内・国外)以外の本事業にかかる費用は、全て参加事業者の負担とする」等)

(2) 参加事業者説明会及びセミナー実施

ア 参加事業者への説明会及び台湾輸出に関するセミナーを開催すること。

(セミナー例：輸出成功事例の紹介、輸出状況や規制等の台湾輸出に関する基礎知識の周知)

イ 説明会及びセミナーの開催日や回数、テーマ等の詳細については、技術提案書に記載すること。

ウ 説明会及びセミナーの形式は、対面又はオンラインのどちらでも構わない。

(3) KPI(取組目標)の設定

本事業のKPIは輸出額とする。提案に当たっては、輸出額目標を設定し、技術提案書へ記載すること(輸出額は原則として、商品の販売単価×注文数量で計算する。この計算方法が適さない場合は、技術提案書に計算方法を記載すること)。また、輸出額以外のKPIについては自由に設定し、技術提案書へ記載すること。

(4) その他

ア 参加事業者の募集

本事業へ参加する参加事業者は、原則として公募とする。受託候補者の選定後に本市と協議のうえ、募集方法等を決定すること。

イ 運営体制の整備

事業実施に必要な運営体制を整備すること。商社等と連携し、商品提案から物流まで支援できる体制を整備するなど、輸出拡大に繋げる仕組みとすること。

ウ 本事業終了後の展開

一過性のイベント等ではなく、本事業終了後も継続的な効果を生む工夫をすること。

エ 進捗状況の報告

必要に応じて本市へ進捗状況を報告すること。また、実施状況や結果については参加事業者へフィードバックを行うこと。

オ 知的財産権の取扱い

レシピ、画像、肖像権等の知的財産権の取扱いについては、本市と事前に協議すること。

カ 安全管理

事業実施にあたり、各種申請が必要な場合は取りまとめて行うこと。また、安全管理を徹底し、苦情やトラブル等が生じた場合は、本市と協議し、適宜対応すること。

キ オンラインの通信体制

打ち合わせなどの通信はオンラインでも行える体制を構築するとともに、参加事業者へのフォローを行うこと。

ク 情報収集

海外情勢の情報収集を行い、適宜本市に共有すること。

10. 成果品等

事業報告書を、それぞれ紙ベース2部及び電子データ(形式：PDF)にて、令和8年（2026年）3月16日（月）までに熊本市農業政策課農水ブランド戦略室に提出すること（様式は任意とする）。

なお、事業報告書の内容は、以下をまとめたものとする。

- (1) 当事業に係る実施結果や効果の評価
- (2) KPI(成果指標)の測定結果、ヒアリングやアンケートの集計評価
- (3) その他委託業務の実施内容に関するもの
- (4) 実施結果を踏まえ、次年度（令和8年度）以降に向けた課題等の整理及びその解決策の提案

11. 著作権に係る留意事項

- (1) 本業務において、第三者（本市及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (2) 本業務により作成した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、本市に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。

12. 苦情等の処理及び報告の義務

委託業務における事故・トラブル等については、受託者が責任を持って対応すること。また、事故・トラブル等が発生した場合は、すみやかに本市に報告すること。

13. 個人情報取り扱い特記事項

- (1) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、事業上知り得た情報を事業終了後利用してはならない。

14. その他

- (1) 本仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務の内容の詳細については、技術提案により選定された事業者と本市との協議により、仕様書を作成し決定する。
- (2) 本業務に必要な資料等の収集は、受託者が行うものとする。
- (3) 業務の実施に当たっては、適宜、本市と協議すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と協議し実施するものとする。